

郵政に働く非正規社員の正社員化と均等待遇を求める要請署名

日本郵政グループ各社では、全国津々浦々の郵便局や関連職場で約19万人の非正規社員が働いています。正社員と同じ業務につき、同じ責任を負わされていても処遇の格差は著しく、年収ベースでは正社員の3分の1程度しかなく、諸休暇や福利・厚生の中でも格差は放置されたままになっています。これらは「期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止」を明記した改正労働契約法20条に反しており、日本郵政グループ各社は、労働条件の格差を是正し均等待遇を実施すべきです。

また、非正規社員から正社員（一般職）への登用が実施されていますが、対象者は一部の非正規社員に限定されています。本年4月1日、日本郵政グループ全体で3,001人が登用されましたが、最終合格率約30%ときびしい登用状況です。応募要件や選考方法を見直し、門戸を大きく開くようすべきです。

日本郵政グループ各社は、改正労働契約法18条（2013年4月施行）の具体化として、有期契約による通算契約期間が2016年10月1日時点で勤続5年を超えている非正規社員について、有期雇用から無期雇用への転換を行うことを発表しました。署名の成果として、2017年4月から半年間前倒しして実施しますが、労働条件については、正社員との格差が残されたままです。

さらに、事業所等により勤務場所が閉鎖した場合や、スキル評価等による解雇制度の導入を図るなど、雇用の安定を目的とした改正労働契約法の趣旨から大きくかけ離れたものになっています。

日本郵政グループ各社は、株式上場企業として、高い非正規雇用比率を見直し、正社員との処遇格差を是正すべきです。非正規社員が、将来に希望を持ち働き続けられるよう以下の項目について要請します。

（要請事項）

1. 希望する非正規社員の正社員への採用（登用）を行うこと。
2. 正社員への採用にあたっては採用人数を明らかにし、公正・公平な採用（登用）を行うこと。
3. 最低時給を1,200円とし、安心して生活できる賃金を保障すること。
4. 諸休暇・諸手当、年間一時金について正社員同様とし、退職金を支給すること。

201 年 月 日

日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長 長門 正貢 殿

氏 名	住 所

この署名は個人情報保護法に基づいて使用し、上記目的以外には使用しません。

【最終集約日 2017年2月27日】

取り扱い団体 郵政リストラに反対し、労働運動の発展をめざす全国共同会議

問合せ先・送付先

郵政産業労働者ユニオン 〒170-0012 東京都豊島区上池袋2-34-2

郵政倉敷労働組合 〒710-0056 岡山県倉敷市鶴形1丁目8番15号 倉敷郵便局内